

1.簡単・便利・安全

- ①インターネットを利用した電子申告は、国・地方公共団体等の推進もあり簡単・便利・安全な制度となっております。
- ②アメリカの軍事技術を応用したネット申請は、アナログの紙ベースの郵送申請より安全・安心な制度となっております。

2.当事務所も電子申告等を採用

国が推し進めるEネットJAPANにより時代の流れは、電子申告となっております。当事務所も、国・税務署・地方公共団体等の要請により、電子申告を採用。

ぜひ、お客様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

3.電子申告の準備手続き

- ①ネットで電子申告開始届出書提出（当事務所が代行し提出します）
（利用者識別番号等の取得代行及び地方税のPcdeskによる基本情報の提供承認手続き代行を含む）

税務署

地方公共団体(都道府県・市区町村)

- ②税務署・地方公共団体より利用者識別番号等が郵送されます。
- ③封筒を当事務所にお渡しください。（2箇所分）
- ④お客様には、利用料金等は一切発生しません。

4.電子申告等の流れ

- ①基本的に、今までの決算申告・各種届出等に変更はありません。
- ②最後の申告書等の提出を、ネットで行うか、郵送で行うかの違いだけです。
（ネットで行うことにより、申告書等に受付印は押印されません。
但し、代わりのものとして送信受付通知書で代用されます）
- ③電子申告等未対応提出先・書類もございます。その場合はご了承ください。

会計事務所側	お客様側
	利用同意書に合意
紙ベースの申告書等の書類作成	内容確認後押印
電子申告	
送信受付通知書印刷	
送信受付通知書引渡	送信受付通知書受取

5.紙ベースでの申告等も可

- ①電子申告利用開始届出等を出しても、必ず電子申告をしないとイケないものでもありません。
- ②利用開始届出書等の提出後でも、今までどおりの紙ベースでの申告は可能です。

6.暗証番号

- ①利用開始に際しては、税務署等より仮暗証番号が送られてきます。
- ②仮暗証番号はご通知いただき、変更しないといけませんので税理士事務所で、変更管理致します。